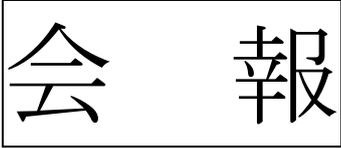


<p>水産ジャーナリストの会</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>NO. 122</p> <p>Japan Fisheries Journalists' Association</p>	<p>2013年5月2日 水産ジャーナリストの会 (会長：岸 康彦)</p> <p>事務局：中村 謙一 (横浜市青葉区田奈町 31-27)</p> <p>090-3342-9116 nakamura@ryoushi.jp</p>
--	---

<研究会レポート>

「海賊掃討し、調査捕鯨の完全実施を」

日本捕鯨協会会長代理 山村 和夫氏
(財)日本鯨類研究所理事長 藤瀬 良弘氏
共同船舶(株)代表取締役社長 伊藤 誠氏

今回の調査捕鯨はシーシェパードの執拗な妨害などでクロミンクの捕獲頭数がこれまでの最低の103頭とどまった。SSを相手取った妨害差止めの裁判も進行中で、今秋にも聴き取り調査が行われる。

(4月25日実施)

(山村捕鯨協会会長代理)

2012/13の南極海鯨類捕獲調査に参加した日新丸船団のうち母船の日新丸と勇新丸、第2勇新丸の2隻の捕獲調査船は4月7日に下関港に、第3勇新丸は4月5日に釜石にそれぞれ帰港した。

今回の調査捕鯨は「鯨類捕獲調査改革推進事業」(KKP)の第一期事業として実施したが、出港が例年より1ヵ月遅れた上にシーシェパード(SS)による4隻の妨害活動で48日の調査日数のうち実調査日数は半分の23日に短縮された。こうした状況から、クロミンクの捕獲頭数は予定の850頭を大きく下回る103頭にとどまり、これまでの最低の捕獲結果となった。

来期はKKPの第二期事業になるが、日新丸の燃油使用量削減や老朽化した船体のリフレッシュ対策を講じるとともに、生産ラインの改装・合理化、居住環境の改善を行いより充実した調査体制で臨んでいく。

(藤瀬鯨研理事長)

26次の捕獲調査でもSSの妨害活動があり、SS側は特に今回はタンカーに的を絞って、調査船が給油のため補給船に接近しようとするとその間にSSの船が割り込み、補給を妨害する行動が目立った。このほか、プロペラに絡ませるためロープやワイヤーを



左から伊藤氏、山村氏、藤瀬氏

流したり、調査の副産物を使えなくするため酪酸のようなきつい臭いのする薬品を投げるなどの妨害行為を繰り返した。

こちらも放水など対抗したが、SSは発煙弾、発火弾を投げ込んだり、当たれば人命に係るようなランチャーやレーザー光線まで使って妨害行為に及んだ。妨害に使用する船も日本の気象庁の調査船を手に入れサム・サイモン号と船名を替え、リサーチ船を装って妨害した。ブリジッド・バルドー号という高速船も投入してきたが、エンジン故障で活動はできなかった。

今次の調査結果の詳細はこれからだが、ミンクの妊娠個体が多く資源が健全であることが確認できた。また、ザトウの資源も卓越していて依然大型鯨類が回復基調にあることも確かめられた。

(伊藤共同捕鯨社長)

シーシェパードの妨害活動に対抗するため、鯨グループは一昨年12月にシアトルの連邦地裁に妨害差止め訴訟を起こすと同時に、仮処分命令を求める申立てを行った。

連邦地裁は昨年3月に仮処分申立てを却下したが、妨害差止め裁判自体は今年9月に公判が予定されている。ただ、仮処分命令を却下した連邦地裁裁定を不服として、昨年4月に仮処分棄却の再審理を求めて上訴した。これを受けた第九巡回裁判所(上級審)は昨年12月にSSに対し妨害差止めの仮処分命令を出し、①公海上での調査船への物理的な攻撃の禁止②安全航行を脅かす航行の禁止③500ヤード(457m)以内接近の禁止を求めた。

連邦地裁は上級審の命令が出たことに伴い、連邦地裁の判断が覆る可能性があるとして仮処分命令の訴訟を除く全ての訴訟手続きを凍結し、9月の妨害差止めの公判もキャンセルした。上級審は今年2月に出した法廷意見で連邦地裁の判断を覆した上、判事も交代させた。

しかし、SSは妨害差止め命令を無視して南氷洋で妨害を繰り返したため、2月8日に上級審にSSを法廷侮辱罪に問うよう申立て、上級審は専門委員を指名し調査を命じた。専門委員は10月の公判を通知し、これから関係者の聴き取りが行われる。